

3 障 福 第 2104 号
令和 4 年 2 月 17 日

県内政令指定都市、中核市及び大府市障害福祉主管課長 殿

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金における令和 4 年 2 月からの賃金改善開始
報告の受付について（依頼）

日頃は本県の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本県では、国が策定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、障害福祉職員
を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度(月額 9,000 円)
引き上げるために必要な経費を交付することとしました。

国からは、交付にあたっての手續として、令和 4 年 4 月に処遇改善交付金計画書を各都道府県
知事に提出することが原案として示されておりますが、現時点では明確にされていません。

それに先立ち、交付を受ける事業者は、「令和 4 年 2 月からの賃金改善を行う旨」を令和 4 年 2
月末までに都道府県知事あて報告するよう厚生労働省から事務連絡がありました。

ついては、以下の HP にて当該報告の受付を開始しましたので、貴職各位におかれましては、
御了知の上、所管事業者に対し周知につき御協力いただきますようお願いいたします。

【賃金改善開始報告の受付案内ページ】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shogai-aichi-shogukaizen-kohukin.html>

【本交付金の制度に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

受 付 平日（月曜日～金曜日、祝日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時まで

電 話 03-5253-1111（内線：3698・3699）

担 当 事業所指導グループ（武藤）

電 話 052-954-7481（ダイヤルイン）

メール jigyoshoshido@pref.aichi.lg.jp